

2020年5月1日



## ご案内

### 新型コロナウイルス感染症対策下における 適性診断の受診期間の取扱いについて

国土交通省自動車局より自動車関係団体に対しまして、「新型コロナウイルスの感染拡大防止措置に伴う適性診断の受診の取扱いについて、別添のとおり通達が発出されておりますので、事業者様におかれましては、本通達のとおり取扱いについてご承知くださいますようお願いいたします。

別添

国 自 安 第 9 号  
令和 2 年 4 月 28 日

公益社団法人日本バス協会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿  
一般社団法人公営交通事業協会長 殿  
一般財団法人全国福祉サービス協会長 殿

国土交通省自動車局長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて  
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、旅客自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の受診について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間(以下「緊急事態宣言期間」という。)が変更された場合の適性診断の受診期間の取扱いについては改めて通知するものとする。

## 記

### 1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「指針」という。)第二章4(1)において、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

### 2. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、指針第二章4(3)において、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」、「75才に達するまでは3年以内ごと」、「75才に達した日以後1年以内」

「75才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後1年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は当該受診期間に含めないものとして扱う。

また、個人タクシー事業者にあつては、指針第二章4（3）の規定により、当該事業の許可に付された期限の更新の日において65歳以上である場合に、当該期限の更新の申請の前に適齢診断を受診することとされているが、当該期限の更新の日が緊急事態宣言期間内にある場合は、当該更新後2か月以内に受診することをもって、当該期限の更新の申請の前に適齢診断を受診したものとして扱う。

### 3. その他適性診断の受診の取り扱いについて

初任運転者への初任診断の受診については、事業継続のために初任運転者を事業用自動車に乗務させる必要がある等、やむを得ない事情がある場合を除き、控えること。なお、やむを得ない事情があるため初任運転者に初任診断を受診させる場合は、マスクの着用等の感染予防対策を講じること。

別添

国自安第9号の2  
令和2年4月28日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿

国土交通省自動車局長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う適性診断の受診の取扱いについて  
(新型コロナウイルスの感染拡大防止のための適性診断の受診に係る特例措置について)

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）では、事業用自動車の運行の安全を確保するため、貨物自動車運送事業者は、事故惹起運転者等の運転者に対して、適性診断を受けさせることとされておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、今般、適性診断の受診について、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されるとともに、傘下会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言における緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態宣言期間」という。）が変更された場合の適性診断の受診期間の取扱いについては改めて通知するものとする。

記

1. 事故惹起運転者への特定診断の受診に係る特例措置について

事故惹起運転者への特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱの受診については、貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指針」という。）第二章4（1）において「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。

2. 初任運転者への初任診断の受診に係る特例措置について

初任運転者への初任診断の受診については、指針第二章4（2）において、「やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないも

のとして扱う。

### 3. 高齢運転者への適齢診断の受診に係る特例措置について

高齢運転者への適齢診断の受診については、指針第二章4（3）において、「65才に達した日以後1年以内」、「65才以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内」及び「その後3年以内ごと」に受診することと受診期間が規定されているが、緊急事態宣言期間に2か月を加えた期間は、当該受診期間に含めないものとして扱う。